

## 電力広域的運営推進機関 第298回理事会議事録

- 1 開催日時 2021年(令和3年)5月26日10時00分～10時55分
- 2 開催場所 豊洲事務所(江東区豊洲6-2-15)理事会室(ウェブ会議)
- 3 理事長・理事総数及び定足 総数5名、定足数3名
- 4 出席した理事長・理事数 5名  
(出席) 大山理事長、都築理事、進士理事、寺島理事、内藤理事  
(欠席)  
(監事出席) 高木監事、千葉監事
- 5 議題

### 決議事項

- 第1号議案 職員の解任について
- 第2号議案 O Aシステムリプレースに係るハードウェア・ソフトウェア購入契約の締結について
- 第3号議案 役員退職手当に係る業績評価委員会の委員の選定について
- 第4号議案 関西中国間連系線(関西向)年間運用容量の変更及び公表について
- 第5号議案 連系線の運用容量算出における検討条件(2022～2031年度)の公表について
- 第6号議案 広域予備率のウェブ公表に係る開発及び運用・保守の業務委託の入札実施について
- 第7号議案 九州本土における再エネ設備の出力抑制の妥当性について
- 第8号議案 電気事業法第28条の40第1項第6号の規定に基づく電力供給事業者に対する指導について

### 6 議事の経過および結果

定刻に至り、定款に基づき大山理事長が議長となり、定足数の充足を確認した後、本会議の成立を宣した。続いて、議案の審議に入った。

### 決議事項

- 第1号議案 職員の解任について

都築理事から、2021年5月31日付職員1名の解任(退閑)を行いたいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

- 第2号議案 O Aシステムリプレースに係るハードウェア・ソフトウェア購入契約の締結について

都築理事から、第256回理事会第1号議案にて落札者の決定が議決された、一般競争入札「O Aシステムリプレースに係る設計・構築及び運用・保守業務委託」の落札者と契約を締結したいこと、購入後のリース契

約、並びに運用・保守業務委託については別途理事会に諮りたいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

#### 第3号議案 役員退職手当に係る業績評価委員会の委員の選定について

都築理事から、役員退職手当規程第3条の規定に基づき、退任予定役員（進士理事）の役員退職手当額算定に使用する業績勘案率の決定を行うため、別紙1のとおり役員退職手当に係る業績評価委員会の委員を選任したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

#### 第4号議案 関西中国間連系線（関西向）年間運用容量の変更及び公表について

内藤理事から、2021～2030年度の連系線の運用容量は2021年3月1日に公表したものの内、2021年度の関西中国間連系線（関西向）について、潮流想定方法の見直しによる運用容量増加を空容量が減少している軽負荷期（その他季）に先行適用し、夏季・冬季については検討が完了次第、速やかに反映することとしていたが、この度、夏季・冬季についても同手法により運用容量が増加することを確認できたことから、関西中国間連系線（関西向）の2021年度年間運用容量を変更すると共に、業務規程第126条第4項の規定に基づき、当該検討結果及び算出結果を本機関ウェブサイトにて公表したい旨の提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

#### 第5号議案 連系線の運用容量算出における検討条件（2022～2031年度）の公表について

内藤理事から、業務規程第126条第1項の規定に基づき、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量を算出するにあたり、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、5月末までに本機関ウェブサイトにて公表したいとの提案があった。また、本年2月の年間運用容量算出時に中国四国間連系線（四国向・中国向）周波数維持限度値の算出方法を見直したことから、年間における周波数維持限度値の算出断面数を1断面（四国向・中国向）から60断面（四国向）、48断面（中国向）に変更したとの説明があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

#### 第6号議案 広域予備率のWeb公表に係る開発及び運用・保守の業務委託の入札実施について

内藤理事から、2022年4月に開始する新インバランス精算制度に伴い、広域予備率を当機関ウェブサイト上で公表するための広域予備率Web公表の開発及び運用保守業務委託に関し、委託先選定のための一般競争入札を実施したいとの提案があった。

都築理事から、開発手法に関する様々な工夫について評価しており、非常時のアクセス集中時やサービストラブル発生時にも情報提供を継続する重要性も認める一方、本件の目的は系統情報サービスをシンプルにウェブ公表することで視認性を高めるものと理解している。本件にとどまらず、今後当機関として情報発信機能の強化が必要となる中、その手法はコスト面も含めてより実践的なものを検討いただけるよう、全ての部において引き続き努めていただきたい旨の発言があった。

議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

#### 第7号議案 九州本土における再エネ設備の出力抑制の妥当性について

内藤理事から、九州電力送配電株式会社からの2021年4月に実施した九州本土における再生可能エネルギー発電設備の出力抑制に関する資料の提出をうけ、業務規程第180条第2項の規定に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らし適切であったか否かを確認及び検証し、一部を除き妥当であると認め、その結果を当機関ウェブサイトにて公表したい旨が提案された。議長から、議案について出席者に諮った

ところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第8号議案 電気事業法第28条の40第1項第6号の規定に基づく電力供給事業者に対する指導について

事務局から、電気事業法第28条の40第1項第6号の規定に基づき電気供給事業者に対する指導を行うこと、合わせて業務規程第179条第2項の規定に基づき対象となった電気供給事業者の商号、指導の内容及びその理由を公表したいとの提案があった。対象は中部電力パワーグリッド株式会社であり、指導の理由は、①発電制約量の算出誤りの繰り返し、②発電制約量変更時の不公平な情報提供、③作業停止計画の不正確な説明、であること、指導の内容は、①発電制約量及び作業停止計画の正確かつ公平な通知のため、同社内の業務管理体制面を含め、本件の再発防止策及び類似事象の未然防止策を策定し、その有効性の根拠と合わせて報告すること、②検討した本件の再発防止策及び類似事象の未然防止策を確実に実施し、完了次第、その結果を当機関に報告することが説明された。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

高木監事から、事前段階での当機関と当該事業者との間でのコンタクトの状況及び事業者の受け止めについて質問があり、事務局から事前段階での報告徴収などを通じて相互確認を図ってきた旨の回答があった。都築理事より、当該事業者としても報告を求めた段階で既にマネジメント不足について重く受け止めておられた旨の発言があった。

議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、10時55分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長、理事及び監事は記名押印する。

2021年6月4日

理事長 大山 力

理事 都築 直史

理事 進士 誉夫

理事 寺島 一希

理事 内藤 淳一

監事 高木 佳子

監事 千葉 彰